

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 福祉バス（リフトバス）運営委託料

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,640千円（前年度予算額：6,640千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,640	0	0	0	0	0	0	0	6,640
要求額	6,640	0	0	0	0	0	0	0	6,640
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

障がい（児）者、介助を要する高齢者が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るための県所有の福祉バス「ながら号」運行（※）の委託料。

（※）利用会員の利用日調整や維持管理、運転請負等

（2）事業内容

<これまでの経緯>

- ・ S61 福祉バス（初代）導入 [定員 21名 うち車椅子定員 2名]
- ・ H8 老朽化と年々増加する利用ニーズに応じるため2代目に更新 [定員 31名 うち車椅子定員 4名]
- ・ H17 老朽化により3代目に更新 [定員 29名 うち車椅子定員 4名]
- ・ H30 老朽化により4代目に更新 [定員 27名 うち車椅子定員 3名]

< 近年の実績 >

年度	運行日数	利用者数	事業費
H 2 9	148 日	2,764 人	5,662 千円
H 3 0	134 日	2,406 人	4,077 千円
R 1	116 日	2,132 人	3,629 千円
年平均	133 日	2,434 人	4,456 千円

(3) 県負担・補助率の考え方

介護保険法及び障害者自立支援法により、高齢者は介護予防の観点から、障がい（児）者は自立の観点から一層の社会参加が求められている。リフトバス「ながら号」は、障がい（児）者や介助を要する高齢者が気軽に外出し、社会参加をしていくために必要不可欠な交通手段であることから、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無 なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	6,640	福祉バスながら号の運営委託料 (実際の運行に関しては委託先から民間業者に再委託)
合計	6,640	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

福祉バス運行事業は 11 県が実施。そのうち県有バス保有県は 8 県。（平成 26 年 3 月時点）

(2) 事業主体及びその妥当性

福祉バスの運営要綱の制定及び運用にあたっては、社会福祉関係法・制度を初めとする社会福祉に関する専門知識と、県内全域の福祉施設・団体の状況を十分に把握している必要がある。また、公平・中立な立場から運行の調整を行うため、これらの専門知識等をもとに、利用者の相談に応じながら、利用調整を行うことが求められる。岐阜県社会福祉協議会は、社会福祉法により本県における地域福祉推進の中核組織となる社会福祉法人であり、公平・中立な立場からの的確な運行管理が可能であることから、委託先として最適であると判断される。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
障がい（児）者や介助を要する高齢者が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通して、社会参加の促進及び自立の支援を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
年間運行日数	(H)	148日 (H29)	134日 (H30)	116日 (R1)	160日/年 (R4)	72.5%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
運営を岐阜県社会福祉協議会に委託し、運営要綱に基づき、利用申込みの受付・審査、会費の徴収等を行っている。バスの保守・運行については、(株)日本タクシーに再委託を行っている。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
高齢者施設や障がい者施設、特別支援学校等からの利用申込みがあり、令和元年度は116日運行している。（新型コロナウイルスによる予約キャンセルのため、2、3月は利用なし）運行に対する需要は高く、特に行楽や遠足シーズンにはほぼ毎日のように利用があり、障がい（児）者や介助を要する高齢者が、各種の行事等に参加する機会を提供している。
平成30年度に新しい車両に更新したため、利用者は増加するものと見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	介護保険法及び障害者自立支援法により、高齢者は介護予防の観点から、障がい（児）者は自立の観点から一層の社会参加が求められている。「ながら号」は年々県民に認知されてきており、H29～R1年の過去3年間で平均133日／年運行し、平均2,464人／年が利用している。こうした実績から、障がい（児）者や介助を要する高齢者が気軽に外出し、社会参加をしていくために福祉バスが必要不可欠な交通手段となっていることがわかる。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	最近では、年平均約130日の運行を行い、利用者数は2,400人を超えていること、また、県内の様々なエリアの団体が活用している実績からも、本事業は、県内障がい者、高齢者の自立支援・社会参加の促進に貢献していると判断される。また、平成25年度の利用者アンケートでは、99%の利用者が「利用してよかった」と回答しており、福祉バスを評価する声が多く寄せられている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	貸切バス事業の運賃・料金制度の改正で大幅な値上げを余儀なくされているが、運行管理請負契約先については、入札制度を用い、適切な料金で利用者にとって安心できる運行・管理を目指している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 同様の機能をもつ移動手段が他にも存在していることから、本事業の効果的な実施のため、より利用者が使いやすいサービスの内容検討していくことが必要となる。
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 障がい（児）者や介助を要する高齢者が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を得ることについて、本事業の県民ニーズは非常に高く、次年度以降も継続していく。
--